

須賀川市中小企業ホームページ開設等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における経済の活性化並びに企業経営の高度化及び安定化を図るため、市内に住所を有する中小企業者がビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページ開設等を行う事業に対して、これに要する経費の一部を補助金として交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、市内に住所を有する中小企業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象事業は、広告宣伝及び販路拡大のためインターネットを活用したホームページの開設等を行う事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額（以下「対象経費等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) ホームページ作成に係る見積書の写し
- (2) 定款又は企業概要が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申

請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助対象の内容又は補助事業等の経費の配分を変更しようとする場合は、事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる重要な変更以外の変更については、この限りではない。

- (1) ホームページの名称、内容等を変更するとき。
- (2) 事業費の変更により、補助金の増減が生じるとき。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めるときは、当該申請をしたものに対して事業変更(中止・廃止)承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該事業完了の日から起算して14日を経過した日までに提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る内容が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第6号様式)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(第7号様式)により補助金の交付請求をしなければならない。

(調査、報告等)

第12条 申請者又は交付決定者は、市長が当該事業に関する報告又は関係書類、帳簿等の提出を求めたときはこれに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が補助金を目的以外に使用したとき又はこの要

綱に違反したときには、交付した補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。